

市民参加推進会議委嘱状交付式 及び平成23年度第1回市民参加推進会議 会議概要

日時	平成23年7月1日(金) 15:00~17:20	
会場	白井市役所 3階 第2会議室	
出席者	委員 出席9/欠席1	坂野喜隆委員,吉井信行委員,池川悟委員,小林茂委員, 林章委員,上坂千昭委員,谷本滋宣委員,土山勝實委員, 野崎恒昭委員 加藤重雄委員
	事務局	笠井市民活動支援課長、岡田主査、元田主任主事
	傍聴者	1名
	委嘱状交付式 事務局	<p>本日は、お忙しい中、また猛暑厳しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。平成23年度白井市市民参加推進会議委員名簿をご覧ください。</p> <p>区分ごとに50音順に記載しておりますが、今年度から3年間市民参加推進会議委員をお願いします10名のみなさまの名簿です。</p> <p>只今から、白井市 市民参加推進会議委員委嘱状交付式を行います。恐縮ですが、お名前が呼ばれましたら、自席にてご起立をお願いいたします。</p>
委嘱状交付	市長 委員に委嘱状を交付	
市長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本日は、ご多忙のところ白井市市民参加推進会議委員委嘱状交付式及び第1回会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 ● 市民一般公募5名の委員の皆様を始め、市民活動団体公募の3名の委員、そして、識見を有する2名の委員の10名の皆様には市民参加推進会議の委員としてご協力・ご指導を賜りますことに対しまして、心より感謝申し上げます。 ● 本市は、市の将来像であります「市民と築く安心で健康なまちしろい」を実現するため、「市民参加・協働」を計画推進の柱に位置付け、全力で取り組んでいるところです。 ● 市民参加条例は、市民参加を進めるための基本となる条例であり、この「市民参加推進会議」は、市民参加に関する基本的な事項などについて、時代に即した良い制度として高めていく必要があるという観点から、市民参加の実施状況に対する総合的評価などを調査・ 	

	<p>審議する機関です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今年度については、平成22年度に市が実施した4事業における市民参加についての総合的評価と「市民参加条例の見直し」について諮問させていただいております。 ● 委員の皆様におかれましては、この市民参加推進会議で十分にご審議をいただき、皆様のご意見を参考にさせていただきながら市民参加・協働を推進させていく所存です。 ● 皆様には、大変お忙しいところとは存じますが、この推進会議をはじめ、今後とも、市行政の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
自己紹介	市民参加推進会議委員の自己紹介
委員の職務について 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加推進会議については、市民参加条例第25条にて規定される会議で、委員の構成は、識見を有するもの2名、市内において市民活動を行う団体に属する者3名、市民5名、併せて10名以内で構成されることとなっている。 ● また、市民参加推進会議は、白井市市民参加推進会議規則第3条において、会長が召集し、会長及び副会長は委員の互選により決定することとなっている。 ● これから会長、副会長を委員のみなさまの中から選出していただくが、その前に市民参加推進会議がどのような会議であるかあらかじめ伝えておきたい。 ● なお、詳細については、後ほどの市民参加推進会議の議題で説明する。 ● 資料5ページ真ん中の図を参照していただきたい。市民参加推進会議は、市の市民参加に関する基本的事項について調査・審議するため市民参加条例に規定された機関である。その具体的な流れとして、市長から諮問を受け、その諮問について調査・審議を行ない、市長に対して、答申を行っている。市長はその答申を公表することで、市民に対して、市民参加の状況について伝えることとなっている。 ● 次に6ページを参照いただきたい。委員の職務は、市民参加の調査・審議であるが、職務の前提について述べたい。市民参加という様々な定義があるが、市民参加推進会議委員の職務として、市長の諮問について調査・審議することとある。条例については後ほど

	<p>詳しく説明を行うが、市が実施する事業における市民参加の方法が条例に従い、適切な手順で実施されていたかについて、条例の趣旨に照らしあわせて調査・審議していただくこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、会長と副会長の具体的な職務について、先に述べたとおりであるが、会長は、市民参加推進会議を代表し、会議を召集し、議長として会議を進行する。副会長は、会長の補佐が職務である。会議の庶務は、市民活動支援課が行う。 ● 市民参加推進会議の職務の概要については以上のとおりである。不明な点、市民参加条例及び市民参加推進会議については、会議の中で説明を行う。
<p>会長選出 事務局</p>	<p>市民参加推進会議の会長・副会長の選出をお願いしたい。まず始めに会長について選出をいただきたい</p> <p>推薦により、吉井信行氏が会長に決定</p>
<p>副会長選出 事務局</p>	<p>続きまして副会長の選出をお願いします。</p> <p>推薦により、池川悟氏が副会長に決定</p>
<p>会長あいさつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長を務めさせていただくこととなりました吉井でございます。 ● 継続性ということで会長となった次第ですが、私は前の期の3年間委員を務めさせていただいたわけですが、市民参加については、継続性ということ、これは大事だと感じました。また、併せて方向性も非常に大切だと感じています。このあたりを意識しながら、会長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 ● 私は、日中に仕事をしているので、会議に参加できないこともあると思います。みなさまにご支援いただいで会議を運営することとなります。ご協力をお願いします。
<p>副会長あいさつ 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 池川です。よろしくお願いします。 <p>以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。</p>

事務局	<p>第1回会議</p> <p>引き続きまして、第1回会議を開催いたします。</p> <p>市民参加推進会議規則 第3条により、会長が議長となりますので、会議については吉井会長に議長をお願いいたします。会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>会長の吉井です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、次第に従いまして、議題1 白井市市民参加条例と市民参加推進会議との関係についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題 1 市民参加条例と市民参加推進会議との関係について事務局から説明いたします。</p> <p><i>資料をもとに以下について説明</i></p> <p>【条例の必要性】</p> <p>※より良いまちづくりを進めて行く上では市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要</p> <p>※市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行うため、市民参加の基本的な考え方と市政運営に市民の意見を反映するための手続きとして、平成16年6月29日に白井市市民参加条例を制定</p> <p>【条例の概要】</p> <p>※市民参加についての基本的事項（前文+第1章）と、市政運営について市民の意見を反映するための手続き（第2章）について規定</p> <p>※市民参加条例については、市民参加の必要性を述べただけの理念型条例と市民参加の手法を列挙したメニュー型条例がある。白井市の市民参加条例はメニュー型がベースであるが、基本的事項として理念を加えている。</p> <p>※白井市の市民参加条例の特徴として、実施機関が実施した市民参加について「点数」で評価を行うことが特徴である。</p>

【条例の構成と関係性】

前文＋第1章⇒市民参加の基本的事項

※市民

⇒在住・在勤・在学の人＋市内の法人＋市の施策に関係する団体

※市民参加

⇒市の施策立案から実施及び評価について意見を反映させること。

※実施機関⇒市長・教育委員会・水道事業

※市民は、市が基本原則として、情報の共有と参加機会を提供するので、それに積極的に参加し、また市は市民の意向を施策へ反映するよう努める。

第2章⇒市民参加の手続きについて

※市民参加対象事業については、原則として「市民にとって大きな影響がある事業（計画・条例の策定・制定・改廃）」であるが、具体的に列挙することにより、担当課が事業を実施する際に、あらかじめ市民参加の必要性について判断を行うことができる。

※対象事業は、例年5事業程度であるが、対象事業以外であっても、市民参加を行っている事業は多い。（100事業程度）

※市民参加は、審議会、パブリック・コメント、アンケート、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の方法による市民参加の方法（第10条から第24条）のうち、必要性和効率性において適切な方法を選択したうえで、市民参加を行い、市民参加によって得た意見は、市は総合的かつ多面的に検討し案に反映させるよう努める。

※検討結果を公表（第8条）することで、市民への説明責任を果たすが、公表は、情報公開コーナー、広報しろい、市ホームページ、その他の方法により公表（第9条）するよう公表方法を規定している。

第3章⇒市民参加推進会議（推進体制）

※本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、白井市市民参加推進会議を設置。

※市長の諮問に応じ、条例の趣旨（前文＋第1章）に基づき、必要性和効率性から適切な市民参加が行われていたか、また市民参加の方法は適切な手順により実施されたか、市民参加の結果は適切に公表、取り扱われたか（第2章）について評価する。施策の内容についての評価は行わない。

	<p>第4章⇒補足事項（市の公聴活動、団体支援など） ※市民参加を推進するための懇談会、市長の手紙、市民活動への支援など制度について規定</p> <p>市民参加推進会議への諮問内容（平成23年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合的評価に関すること 市民参加条例第25条第2項第1号 <ul style="list-style-type: none"> 白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業 企画政策課 男女共同参画推進行動計画策定事業 企画政策課 第5期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 高齢者福祉課 環境基本計画策定事業 環境課 ●市民参加条例の検証・見直しに関すること <ul style="list-style-type: none"> 市民参加条例第25条第2項第3号 <p>※平成16年6月の市民参加条例施行以来7年が過ぎている。市民参加条例について内容を検証し見直しが必要かどうか審議願いたい。</p> <p>（質疑応答）</p> <p>委員 実施機関として、市長、教育委員会が含まれているのはわかるが、水道事業というのはどうして実施機関に加えられているのか。</p> <p>事務局 水道事業は市長の権限に属するものとして白井市の条例には含まれている。 市長は水道事業の管理者であるので、市長が権限を及ぼす範囲として含めている。 白井市は平成16年6月に条例を制定しており、傾向としてそれ以降に制定している市町村では対象範囲を広くしており、他の市町村の条例では、選挙管理委員会、固定資産評価委員会などあらゆる実施機関を加えているところもある。 当時、白井市が作成したときは、まずは、市長の役割と教育委員会、そして市長の権限のある水道事業について限定して対象としようということとなった。 詳細については逐条解説3ページ中にあるので参照していただきたい。</p>
--	---

委員	本条例は、市民参加が目的であると思うが、水道事業とどう関係してくるのか。
事務局	水道事業として「水道を敷設するための計画をつくる。」こういう計画をつくる際に市民参加をしなさい。というのが条例の趣旨である。あくまでも「どこに水道を引く、引かない」ではなくて、市全体の水道の事業を計画する際に市民参加条例に該当して、その計画をつくる段階において市民の声を聞く。ということである。
委員	水道事業について、市民が参加して意見を言うことができるのか。
事務局	例えば、市の全体計画をつくる時ということであれば該当する。あくまでも全体を対象とする計画をつくるものについて市民参加ということである。ただし、これには、除外規定があって、水道料金についてはこの条例に該当しない。 市民参加の趣旨としては、全体の計画をつくる際には、サービスを受ける側の声も反映させます。という内容である。
委員	水道事業の考え方として、本来は市長の管轄ではないが、実質的には市長の管轄であるため対象事業としているということでもいいのか。
事務局	そのとおりである。
委員	今まで水道事業が市民参加の対象となったことはあるのか。
事務局	ない。
委員	白井市の市民参加条例が先進的というのはどのような理由からか。
事務局	千葉県内で市民参加条例を制定している市町村が6市町村ある。 白井市が平成16年6月29日に施行し、平成16年10月1日に浦安市が、平成19年1月1日に佐倉市、平成19年4月1日に四街道市、平成20年4月1日に千葉市、最後が、平成20年8月1日に印西市が制定している。 先にも述べたが、後に制定した条例の方が内容については充実しており、白井市の条例と他市の条例について比較を昨年度の市民参加推進

委員	<p>会議でも行ったところである。 白井市の条例の良いところ、悪いところについて比較して、今年度に諮問されている条例の見直しについて検討をいただきたい。</p> <p>市民参加推進課が市民活動推進課に変更した理由は</p>
事務局	<p>平成22年度までは、市民の声を行政に反映させることをメインとしており、市民参加推進課という組織であった。 今年の4月1日から、市民の声を聞いて、その声を一緒に市民とともに進めていきたい、市民参加から市民協働をより進めていこうということで、市民参加推進課を改称し、市民活動支援課とした。</p>
委員	<p>自分は在来地区に住んでいるが、在来地区の感覚では、水道事業について方針策定に市民参加ができるということについて想像できていないのではないだろうか。 ひょっとしたら、現在水道の対象地域ではないので、そういう制度があるということ自体わからないという人もいるのかもしれない。 こういう市民参加の制度があるということについて、もっと啓発する、知らせることを考える必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>市民参加条例に該当する事業は、第6条に規定しているが、市民生活に関係する計画、大規模な施設をつくる場合、市民の権利を制限する事業、これが当然市民参加条例に該当する。 このように多くの事業が該当となるわけであるが、市の実施する事業全てが市民参加条例の対象となるわけではない。 市の実施事業はおおよそ200以上の事業程度あるが、それを全て実施する場合は、非常に非効率な場合もある。そのため、条例では、ある程度該当する事業というものを限定しております。本当に市民の生活に影響のあるもの、計画なり、条例なり、工事なりこういうものは条例に該当するようになっている。 委員のおっしゃるように、この条例をもっともっとPRする必要はあると思う。平成16年にこの条例を作り、本日、委員に尋ねると、知っている人がほとんどいない。こういう実態もあるので、今後、白井市にはこういう条例があるという宣伝、PRは必要であると思う。</p>

委員	市民参加条例の該当事業というのはどれくらいの数か。
事務局	<p>白井市では、おおよそ200程度の大きな事業があるが、この条例に該当する事業は、年間5事業位である。みなさんが評価する事業は4事業程度であり、数としては少ない。</p> <p>なぜかという、全ての事業にこの条例を該当させた場合は、非常に手続きも複雑するし、職員の業務量も増えてしまうということがある。そこである程度限定しているという状態である。</p> <p>ただし、100程度の事業では、条例には直接該当していないが、市民参加はなんらかの方法では実施しているところである。</p>
委員	市民参加条例では、住民投票についても規定しているが、どのように扱っているのか。
事務局	平成16年に市町村合併について、白井市でも住民投票を実施しているが、そうそう行うものではないという認識である。
委員	意見交換会とワークショップの違いというのはどのようなところか。
事務局	<p>私の考えでは、意見交換会は物事が決まっいて、物事を周知するという必要なものであるが、ガス抜きのために行うものであり、ワークショップというものは、これから積み上げていくということであるから、非常に前向きなものであるという風に自分での整理をしている。ワークショップ実施の具体例はあるか。</p> <p>後期基本計画の中では、一昨年にワークショップを3回実施している。例えば環境などテーマを決めて、これについて、市民同士と職員が議論をした例がある。このワークショップは非常に難しいところがある。意見の積み上げとなるので、市民同士の考え方も違うし、行政とも違うところがある。その中で、積み上げし、合意を得ていくというのは、非常に難しい手法である。</p> <p>そのため、どちらかという意見交換会の実施が多い傾向がある。</p>
委員	意見交換会を実施するというのも、考えようによれば合理的な市民参加の手法という点では評価できるかどうか。

事務局	<p>確かにそのように評価を行うことも可能であるが、合理的にということで、説明会となってはいけない。説明会は一方通行であり、こういうものをつくったので、理解してください。というのは市民参加の手法として認めていない。</p> <p>意見交換会は、市民の意見を受けて、反映されるものという理解である。各担当課に対しては、事業の実施にあたっては一方的な説明会ではなく、市の意見について、市民から意見をもらい、それを反映する意見交換会が望ましいとして各課に実施をお願いしているところである。</p>
委員	<p>市民参加推進会議の役割はなにか</p>
事務局	<p>市民参加の方法は、いくつもあるが、大きな計画をつくる時には、市民参加の方法を担当課がいくつか選択し、その手法でプランを作ることとなる。</p> <p>それについて、市民参加推進会議が評価をすることとなる。</p> <p>そのためには、条例について理解していただき、それが適切に事業について実施されたか。ということについて議論をしていただきたい。</p> <p>あくまでも、個人の意見ではなく、条例上適切かということについて検討いただきたい。</p>
委員	<p>答申はどのように市民に周知されるのか</p>
事務局	<p>毎年一回、みなさんからいただいた答申内容を白井市の広報、ホームページに掲載し、また各センターに答申結果をおいて、市民に知っていただくよう周知している。また、評価を受けた担当職員には、結果について知ってもらい、次の事業実施の際に改善を促している。</p>
委員	<p>評価の低いものについては、その後どんな検証がされるのか。</p>
事務局	<p>100点満点で評価をしており、合格点を60点以上としている。60点を下回った事業については、当然担当課の方に点数が低いので通知する。</p> <p>答申結果について、市長は、市民に公表すること、職員に対して指示を出すことが求められている。従って、評価が悪いものについては、市長から担当へ次回以降適切な対応をするように指示をすることとなる。</p>

議長	<p>る。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>私も3年間通してやらせていただき、ようやくわかったのが、この市民参加推進会議というものは、市の施策自体の評価ではないんですね。これはしっかりおさえていかないといけないと思います。</p> <p>市民参加の手法なり、精神にのっとして、この条例があり、この審議会が作られているということ。それと事業については手法についての評価なんですね。</p> <p>ここのところはい混同して、ここは事業の中身についての感想を言うてしまうことがあるんです。これは感想は感想としてそれでいいんですけども、筋道として、あくまでも手法についての評価ということで、お考えになった方がこの場ではいいと思います。</p> <p>これは、経験から出た感想ですが、おいおいその場その場でみなさんの意見が出てきて、最終的には一つにまとまりますので。</p> <p>今、事務局からの説明については、全部のことが含まれているので、理解がなかなか大変だとは思いますが。</p> <p>我々が絶対にしなくてはいけないことというのは、あれは100%ではないのですね。人がしたことを我々が見て評価するということがあると思いますので、これはおいおいやっていきましょう。</p>
事務局	<p>今、会長がいわれたように、評価は難しいことなので、第2回会議においてみんなで一つ実際にやってみて覚えていただきたい。</p> <p>この評価は白井市の特色である。やった事業について、評価委員が点数をつけて評価するということはどこの市町村もやっておらず、これはおそらく白井市だけが事業に対して市民の目線で評価ができるということはないと思います。</p> <p>従って、評価は慎重にお願いしたいと思っております。</p> <p>こういう風にやった方がいいよね。といった自分の感想ではなく、事業を条例どおりに実施したかどうか、条例が機能しているかどうかについて、正しい公平な視点で行って欲しいというのがお願いです。</p> <p>これも次回、2回目以降にやってみると、いろんな議論が出来てわかってくると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日はみなさんに、市民参加条例の中身を知ってもらうことが目的です。</p>

事務局	<p>市民参加の方法は、いくつもあるが、大きな計画をつくる時には、市民参加の方法を担当課がいくつか選択し、その手法でプランを作ることとなる。それについて、市民参加推進会議が評価をすることとなる。そのためには、条例について理解していただき、それが適切に事業について実施されたか。ということについて議論をしていただきたい。あくまでも、個人の意見ではなく、条例上適切かということについて検討いただきたい。</p>
委員	<p>今回の市民参加推進会議の目的については、4事業の評価に加えて、条例の改正について方向を示すことなので、例えば先ほどの水道事業、地方公営企業については、ここに書き込みしているのはおかしい。だから変えた方がいい。ということもいろいろと検討しなくてはいいですからね。</p>
事務局	<p>それは他市の条例を見比べながら、その中で白井市のいいところ、悪いところをみて、この市民参加推進会議で整理をされれば、市長に答申をしても良いと思います。</p> <p>条例は作って終わりではなく、常に時代に即したものと変えていきたい。そしてそれは市民の目線で変えていきたい。そのためにこういう審議会を設置しています。</p> <p>これから一つ一つ評価をしていきますので、本日は、条例の内容とみなさんの役割を理解していただければいいと思います。</p> <p>次回以降、具体的に評価をしていく段階になるとそのような議論が沢山出てきます。そうすると、条例の中身をしっかり確認して条例と違っているよね。ということもチェックできるわけです。</p> <p>実際2回目以降に具体的な役割というものが理解できてくると思います。本日は全体像だけをイメージしていただければいいと思います。</p>
事務局	<p>本日は、もう一つ大事な議題があります。</p> <p>今回の会議において、年間のスケジュールを決定させていただきたい。というのは、大学の先生もいらっしゃいますし、会長もまだ現役ですから、年間いつやるかということがわかればその日に併せてスケジュールを決定いたします。それを本日決定したいと思います。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。平成23年度は全部で会議を5回予定</p>

	<p>しております。あくまでもこれは予定です。早く終われば、4回で終わりますし、時間がかかれば、5回、6回となります。</p> <p>今回みなさんがはじめての方がほとんどですので、とりあえず5回ということでスケジュールを作成しております。</p> <p>最終的には、市長への答申を10月～11月に行いたい。そしてその結果について、12月ごろに広報しろい、ホームページ、そして各出先機関で報告したい。それと併せて、職員にも答申結果については通知を出します。ですから、2回目を7月に行って、毎月のペースで一度程度実施する必要性があり、10月までのスケジュールについて、いつやるかについて統一したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p><i>日程について協議</i></p> <p>よろしいでしょうか？</p> <p>では、議題2 今後のスケジュールについて改めて確認します。</p> <p>第2回会議は 7月29日（金） 15時から</p> <p>第3回会議は 8月24日（水） 15時から</p> <p>第4回会議、第5回会議の日程については、第2回会議において決定することとしてよろしいでしょうか。開催場所については、事務局が調整のうえ通知いたします。</p> <p>日程について、広報しろい、市ホームページで公表を行います。なお、議会等の状況により、変更がある場合はその都度ホームページ等で訂正を行います。</p> <p>続きまして、議題3 その他について事務局説明をお願いします。</p>
議長	
事務局	<p>事務局から、その他の事項について説明いたします。</p> <p>その他 報酬・連絡方法について事務局から説明</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第1回会議を閉会します。</p> <p>次回会議は、7月29日（金）15時から市役所4階第3会議室 開催通知・資料等については、事務局から追って送付いたします。</p> <p>長時間に渡り、ありがとうございました。</p> <p>会議終了</p>

